

## 船員保険就学等援護費の支給対象校の拡大について

### 【 概 要 】

- 就学等援護費は、職務上の事由による遺族年金または障害年金の受給者及びその家族の教育費の負担軽減を図ることを目的として、船員に係るものも含め労災保険の社会復帰促進等事業として実施されているが、平成 21 年 12 月前の船員の職務上災害に係る遺族年金または障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。
- 今般、厚生労働省 労災保険部会において、労災保険就学等援護費の支給対象校拡大の改正案の提示がなされた。船員保険についても、同様の内容で規程改正を行う予定。

### ③労災就学援護費の対象となる者の拡大について

#### <改正の趣旨>

- 労災就学援護費は、労働災害による遺族年金受給権者等のうち、学資等の支弁が困難と認められるものに対し、当該受給権者又は当該受給権者と生計を同じくしている子の学資等の一部を支給するもの。
- 現行では、学校教育法上の学校又は公共職業能力開発施設が労災就学援護費の対象となっているが、独立行政法人が設置する海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校については、学校教育法上の学校又は公共職業能力開発施設に該当せず、労災就学援護費の対象とはなっていない。
- 今般、全国健康保険協会より、海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校の在学者についても労災就学援護費の対象とするよう要望があったところ。
- 海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校において実施される教育訓練等は、公共職業訓練に準じた性質を持つと考えられること等を踏まえ、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育訓練等として厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者についても、労災就学援護費の支給の対象とする。
- なお、今回新たに対象とする者に対する労災就学援護費の額については、公共職業能力開発施設と同様とする(高校相当:月額1万7千円、大学相当:月額3万9千円)。

#### <具体的な要件の案>

- ① 職業の教育訓練等を行っている施設であること
- ② 当該施設の設置主体が国又は地方公共団体(独立行政法人等を含む。)であること

等(※)

#### <今般の見直しにより対象となる施設の例>

国立(独立行政法人立)	公立
海上技術学校 海上技術短期大学校 海技大学校 水産大学校 看護大学校	農業大学校 林業大学校 水産研修所